

会 議 記 録 (1)

会議名称	第22回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会 第16回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会
開会及び 閉会日時	平成23年8月31日(水) 午前9時50分から午前11時45分まで
開催場所	北本市文化センター第4会議室
委員長氏名	市民検討委員会委員長 河井宏暢 作業部会副部長 浦直樹
出席 委員(者) 氏名	【市民検討委員会】 加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、古賀利雄、宮城仁、秋吉徳子、 関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢 【作業部会】 浦直樹、津田実、矢ノ川直登、新井貞男、福島みゆき、橋本保
欠席 委員(者) 氏名	【市民検討委員会】 なし 【作業部会】 大森国英、原島敏一、加藤千鶴子、関根孝明、安藤裕也
説明者の 職氏名	協働推進課 主幹 長嶋太一 主事 長谷川知亮
事務局職 員職氏名	協働推進課 主幹 長嶋太一 主事 長谷川知亮
会議次第	1 開 会 2 あいさつ 3 議 題 (1) 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について (2) その他 4 そ の 他 5 閉 会
配布資料	1 次第 2 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目(案) 3 北本市コミュニティ協議会組織図(北本市コミュニティ協議会総会資料より)

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>1 開 会 これより、第22回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会・第16回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会合同会議を開催します。</p>
事務局	<p>2 あいさつ 本日は、公務の都合により作業部会部長の原島が欠席させていただいております。 開会にあたりまして、市民検討委員会河井委員長にごあいさつをお願いします。</p> <p style="text-align: center;">—市民検討委員会河井委員長 あいさつ—</p>
事務局	<p>ありがとうございます。この後の議事の進行につきましては、市民検討委員会河井委員長をお願いします。</p>
河井委員長	<p>3 議 題 (1) 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について 本議題について事務局からの説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">—事務局 長嶋 資料を示して説明—</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・北本市協働推進等庁内検討委員会が示した「北本市協働推進条例制定の基本的な考え方について」（以下、「基本的な考え方」）及びこれまでの市民検討委員会の議論を踏まえ、市民と行政が協働する際に必要な事項、及び協働を推進するために必要な施策等を整理し、配布資料「北本市協働推進条例に位置づけるべき項目（案）」（以下、「位置づけるべき項目（案）」）を作成した。 ・「位置づけるべき項目（案）」の作成にあたっては、事前に河井委員長との協議を行った。この資料をたたき台として、合同会議の議論を進めていきたい。 <p style="text-align: center;">—一同、「位置づけるべき項目（案）」を項目順に確認—</p>
河井委員長	<p>それでは、項目順に皆さんの意見を伺っていきます。 ただし、「10 協働事業提案制度」については、特に丁寧な議論が必要と考えられますので、検討作業は次回に持ち越すこととします。</p> <p>今回の会議で結論を出すわけではありません。今回は位置づけるべき項目の小見出しに限定しての議論となりますので、各項目の内</p>

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	<p>容の詳細につきましては、次回以降の検討課題とします。</p> <p>まず、「1 目的」について伺います。これは「北本市自治基本条例」に基づく内容ですので、特段の異論は無いと思われます。皆さんいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">——同 承認——</p> <p>「2 定義」は、用語の定義です。</p> <p>「北本市自治基本条例」に出てくる用語はその定義を準用するかたちとしますが、新出の用語はここで定義しておく必要があります。</p> <p>ここに挙げた用語以外にも、定義すべきものがあるかもしれません。条例案を具体的に考えていく際に、必要に応じて積極的に見直していきたいと思ひます。何か気になる用語があるという場合には、遠慮なく御指摘いただきたいと思ひます。</p> <p>私は、一般的な「委託」とは別に「協働委託」という概念が存在するのではないかと思ひます。あらかじめ市・県・国等から示された仕様に基づいてやらざるを得ない「委託」と、たとえば市と市民団体が対等の立場で仕様を考えていく「協働委託」は、考え方の根本が全く異なるのではないのでしょうか。</p> <p>そうした考え方もあると思ひますが、現時点では、本案のとおりで問題無いと思われます。皆さんいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">——同 承認——</p>
河井委員長	<p>「3 基本原則」に進みます。</p> <p>これまでの議論や皆さんの経験等を踏まえて、ここに足りない内容等がありましたら、御意見をお願いします。</p> <p>私は、「基本」となる原則としては、「7つ」というのはやや多すぎるのではないかと思ひます。</p>
事務局	<p>「(1) 目的の共有」及び「(2) 対等の立場」は、「北本市自治基本条例」第3条第6号に掲げられた協働の定義（協働：対等の立場で共通の目標に向けて協力すること）と重複しますので、省いても構わないかもしれません。</p>
作業部会 新井	<p>たしかに、基本となる原則ですから、わかりやすい数がよいと思ひます。</p>
古賀委員	<p>コンパクトにまとめることも重要ですが、くれぐれも中身に不足が無いようにしなくてはなりません。</p>

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
関山委員	<p>「(6) 協働する期間の設定」は、協働を推進するための「方法」の1つであって、「基本原則」とは性質が異なるのではないのでしょうか。</p>
高橋委員	<p>各主体が守るべき原則なのですから、4～7の各主体の「役割」の中に入れ込んだ方がわかりやすいのではないのでしょうか。</p>
矢澤委員	<p>「基本原則」なのですから、あまり具体的に書かずにアバウトなかたちでも構わないのではないのでしょうか。ここでは「1 目的」あるいは4～7の各主体の「役割」に書かれていないものを残せばよいと思います。</p> <p>先ほど事務局からも説明がありましたが、「協働」は北本市自治基本条例において既に定義されており、その定義の中に「対等」ということばも明確に入っていますので、両条例の条文が重複しないようにすべきだと思います。</p> <p>「(7) 団体の自主性・自発性の尊重」は、各主体の「役割」の中に盛り込まれています。</p> <p>「(4) 応分の責任」、「(5) 機会の公平性と透明性」、「(6) 協働する期間の設定」は他の項目には出てきませんので、残した方がよいと思います。</p>
秋吉委員	<p>重要な各内容を1つや2つの項目に凝縮し過ぎてしまうと、市民にとって難しい文章になってしまうかもしれません。多すぎるのもどうかとは思いますが、減らしすぎないようにすべきだと思います。</p>
宮城委員	<p>この中では、「(1) 目的の共有」、「(2) 対等の立場」、「(3) 相互理解」が最も重要だと思います。これらの基本原則を確立するために、「(4) 応分の責任」、「(5) 機会の公平性と透明性」、「(6) 協働する期間の設定」、「(7) 団体の自主性・自発性の尊重」を制度の中で具体的に盛り込んでいくべきです。</p>
関山委員	<p>現在議論している意見をまとめる際には、今回のような項目の列記ではなく、文章となるでしょう。ここに挙げられた各内容は、文章化した時に統合して整理できると思います。</p>
河井委員長	<p>なるほど。</p> <p>今の段階では、各項目が本当に必要かどうかを議論していきたいと思っています。これは必ず盛り込んでほしいという項目があれば、御意見をお願いします。</p>

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
古賀委員	「(6) 協働する期間の設定」は、基本原則とは異なるのではないかと思います。関山委員がおっしゃったように、これは協働事業を適切に実施する際の「方法」の一つであって、たしかに重要な内容だとは思いますが、やはり別項目で盛り込むべきです。
事務局	「12 協働事業協定書の締結」の中に期限設定の内容を含ませることは可能だと思います。
河井委員長	「(6) 協働する期間の設定」は「12 協働事業協定書の締結」の中で規定することとします。 「(7) 団体の自主性・自発性の尊重」についてですが、「個人」が協働の相手方となることは想定できないでしょうか。
事務局	個人から協働事業の提案があったとしても、1人で事務処理ができるのか不安はやや残ります。
秋吉委員	個人から提案がなされる可能性もあるのではないのでしょうか。
作業部会 橋本	たしかに、個人からの提案もあり得ると思います。「個人」を想定に入れるのであれば、『『団体』の自主性・自発性の尊重』ではなく、『『市民』の自主性・自発性の尊重』とした方が適切だと思います。
河井委員長	基本原則の「団体」の部分を「市民」あるいは「個人」等の用語に置きかえるのも一つの選択肢ではありますが、「自主性・自発性の尊重」を各主体の役割の中にそれぞれ盛り込むことも可能ではないのでしょうか。 「(5) 機会の公平性と透明性」はどのような内容を指しているのか、簡単に説明をお願いします。
事務局	特定の分野の協働事業は特定の団体としか行わないといったいわゆる「既得権」的な考え方ではなく、多様な団体が協働事業に積極的に参加できるような機会を確保しなければならないということです。また、公的な立場である「行政」と一緒に協働事業を行うのであれば、市民の側も自団体の情報を他の市民に向けて積極的に公開する必要があります。協働事業は公金を支出する場合もあり、「(5) 機会の公平性と透明性」はこの条例の中で非常に重要な項目だといえます。
秋吉委員	「(5) 機会の公平性と透明性」は、必ず入れていただきたいです。小さな団体もありますし、安心感という意味でも、行政と団体の関係が固定化しないような基本原則を設けておくべきです。

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	「14 その他条例に位置づけるべきか否かについて検討を要する項目」に「(1) 市民公益活動団体登録制度」がありますが、この登録制度の中で公平性と透明性を確保するように規定すればよいのではないのでしょうか。
秋吉委員	たしかに、細かな各制度の中で一つ一つ規定しても構わないのかもしれませんが、小さな団体でも協働事業に参加できるのだと条例の「基本原則」で明示していただくことで、最初の一步が踏み出せる団体も増えていくと思います。たくさんの団体に門戸を開くためにも、「基本原則」という一番わかりやすい場所で規定すべきです。
須藤委員	要は、門前払いほしくない、ということがここでは言いたいのですね。
事務局	そういうことです。
矢澤委員	「(3) 相互理解」は当然のことで、「(4) 応分の責任」や「(5) 機会の公平性と透明性」も必須の項目です。「(7) 団体の自主性・自発性の尊重」は、河井委員長がおっしゃったように各主体の役割に盛り込んでも構わないと思います。
作業部会 浦	協働事業を行うためには、最終的には協定書を結ぶこととなります。そうであるならば、「(4) 応分の責任」は外せない項目です。
矢澤委員	「(6) 協働する期間の設定」は、協働するのは何か月間とあらかじめ決めておく、ということですか。それとも、何か月間が経過した段階で協働すると決めておく、ということですか。
河井委員長	これは、前者のように、たとえば3年なら3年で必ず一度区切って、どのような事業であっても見直すものは見直し、反省や改善を行うべきだということです。
事務局	ここに挙げられた7項目を条例に位置づけるべきか否かだけでなく、位置づけるべき項目が他に無いかについても御意見を頂きたいと思います。
河井委員長	そうですね。現段階では、どの項目を外すべきか残すべきかについては話が詰め切れないようですので、また別の機会に議論したいと思います。基本原則に位置づけるべき項目が他にありましたら、各委員と各部員は、事務局に直接意見をお願いします。必要に応じて、会議で取り上げたいと思います。

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
秋吉委員	市民の組織ですから、行政の側から「こうなさい」と言うのは難しいのかもしれませんが、「こういうことでどうでしょうか」といった提案は行ってもよいのではないのでしょうか。
河井委員長	このように複雑な組織であるコミュニティ協議会や地域コミュニティ委員会と、北本市自治基本条例の「コミュニティ」という用語を頭の中できれいに整理しようとする、正直、何が何だか混乱してしまいます。
関山委員	北本市自治基本条例を検討する際にも、「コミュニティ」の位置づけで非常にもめました。
河井委員長	協働事業に参加するためには、自治会組織であっても他の市民団体と同様に「登録」あるいは「認証」のような一定のルールを定めることになると思いますが、コミュニティ協議会や地域コミュニティ委員会自体をどのように整理すべきか、というところまでいくと、われわれの会議の場で取り上げるには幾分話が大きくなり過ぎます。
須藤委員	コミュニティ協議会や地域コミュニティ委員会、あるいは自治会組織に関しては、各団体について市が規定した明確な条例等はありません。市との関係がどのようなものかについても、市が明示したルールは全く存在しません。私の立場から言うのもどうかと思いますが、審議会等の委員の団体推薦を求めたり、毎年補助金を出したりするのであれば、市がわれわれコミュニティ協議会や地域コミュニティ委員会をいったいどのように考えているのかはつきりすべきだと常々感じています。
加藤委員	自治会運営で悩まされるのが、集会所の立直し等で借金をする際に生じる、法人格の問題です。市内の自治会では、必要に応じて地縁法人（認可地縁団体）というかたちで法人格を取得しています。
事務局	「地域自治組織」の話は、北本市のまちづくりの根幹に関わる話でありますので、日を改めまして、庁内検討委員会との合同会議の場で再度話合いたいと思います。
河井委員長	協働事業に参加しようとする団体を対象とした「登録制度」を設けるべきか否か、御意見をお願いします。
関山委員	市を通じて公金が支出される可能性があるのであれば、どのような団体であるのか事前に明らかにしておくことは必要だと思います。

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
古賀委員	す。 当然ですね。
河井委員長	「14 その他条例に位置づけるべきか否かについて検討を要する項目」の「(3) 団体と市が情報を共有するために必要な措置」には、どのようなものが考えられますか。
秋吉委員	窓口体制の整備は絶対に必要でしょう。相談、情報提供等、庁内の事務や市民活動に精通した職員を最前線に配置していただきたいと思います。 そうした、市民と同じ目線に立った配慮は、小さな市だからこそ実行できることだと思います。大きな市にはできないことです。
古賀委員	年に何度か、協働推進会議のようなものを開催することも必要でしょう。
須藤委員	その点は、「11 推進評価機関」の北本市協働推進審議会にて担保されていると思います。
河井委員長	時間が押してきてしまいました。十分な検討ができていない部分については、次回以降改めて議論したいと思います。
加藤副委員長	<p>(2) その他</p> <p style="text-align: center;">—特になし—</p> <p>4 その他 第23回市民検討委員会・第17回作業部会合同会議は 9月5日(月)午後1時30分から午後3時30分まで 北本市文化センター第3研修室で開催予定</p> <p>5 閉 会 それでは、これをもちまして第22回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会・第16回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会合同会議を終了します。</p>